

第1節 廃棄物・リサイクル対策のあらまし

1 循環型社会の形成に向けた法制度について

戦後、経済の発展に伴い大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会構造となり、廃棄物処理及びリサイクルを取り巻く状況として、廃棄物の量の増大、質の多様化、焼却処理におけるダイオキシン類問題、最終処分場のひっ迫等の諸課題が生じた。このように、資源の活用から廃棄に至る各段階における環境への負荷が増大したことを踏まえ、持続可能な社会へと転換することを目的に、各種法律が整備された。（図1-1）

昭和45年に制定された「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」）は、不適正処理や不法投棄の頻発、廃棄物排出量の高水準での推移、最終処分場の残余容量のひっ迫などの課題に対応するため、廃棄物処理施設の施設基準や維持管理基準の強化、罰則の大幅強化や再生利用認定制度の導入、公的関与による産業廃棄物処理施設の整備の促進等、数次にわたり改正が行われてきた。

平成12年6月には、「循環型社会形成推進基本法」が制定され、目指すべき循環型社会を①廃棄物等の発生抑制、②循環資源の循環的な利用及び③適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会と明確に提示するとともに、国、地方公共団体、事業者及び国民の役割を示した。また、平成25年5月には、循環型社会形成推進基本法に基づく「循環型社会形成推進基本計画」の見直しが行われ、量だけでなく質にも着目した循環型社会の形成、東日本大震災への対応等を踏まえた災害廃棄物の着実な処理と再生利用、国際的な取組の推進などが基本的方向として位置付けられた。

平成28年1月には、廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき国が「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」を改定し、沖縄県においても当該方針に基づき、平成28年3月に沖縄県廃棄物処理計画（第四期）を策定し、廃棄物の発生抑制、再生利用に取り組んでいる。一方で悪質な事業者による不適正処理について厳しく対処するため、廃棄物処理法が改正され、排出事業者による適正処理確保の為に排出事業者責任の明確化、産業廃棄物処理業の優良化促進、産業廃棄物処理施設の維持管理強化、排出抑制の徹底などの見直しが行われた。

リサイクルを推進する各種個別法は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「容器包装リサイクル法」）、「特

定家庭用機器再商品化法」（以下「家電リサイクル法」）、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」）、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（以下「小型家電リサイクル法」）、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（以下「食品リサイクル法」）及び使用済自動車から発生するフロン類、エアバッグ及びシュレッダーダストのリサイクルの促進を図るため、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（以下「自動車リサイクル法」）等の制定、改正が行われている。

これらの法令に、国等が率先して再生品などの調達を推進することを目的とした「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「グリーン購入法」）を加え、持続可能な循環型社会の形成に向けた法体系が整備された。

また、化学物質対策としてダイオキシン類については、平成11年7月に制定された「ダイオキシン類対策特別措置法」で、耐容一日摂取量、環境基準等が定められるとともに、同法に基づき削減目標量が設定され、総合的な対策が進められている。

PCB廃棄物については、確実かつ適正な処理を推進するため、平成13年6月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（以下「PCB特措法」）が制定され、平成38年度末までにPCB廃棄物の処分を終えることとしている。

海岸漂着物については、その円滑な処理及び発生の抑制を図るため、平成21年7月に「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（以下「海岸漂着物処理推進法」）が制定され、同法に基づき、回収・処理、発生抑制対策が実施されている。

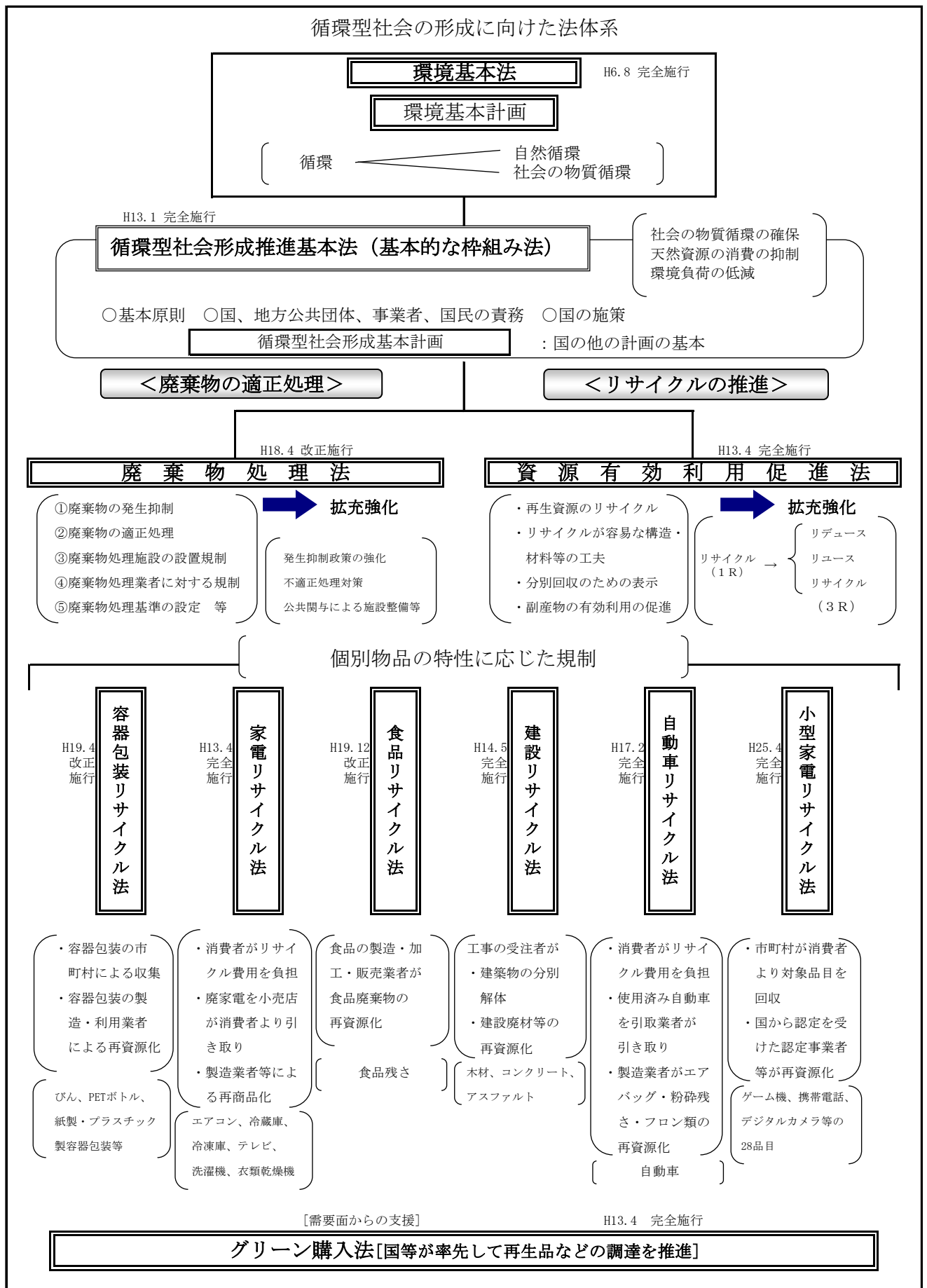


図 1 - 1 循環型社会の形成に向けた法体系

2 県内の廃棄物処理・リサイクルの現状と課題

(1) 廃棄物の種類

廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となったものをいい、廃棄物処理法やその他の関係法令等によって、その保管、運搬、処分の方法に関する規制が行われている。

○廃棄物は「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に区分される。(図1-2)

○「産業廃棄物」は事業活動に伴って排出される廃棄物のうち、廃棄物処理法第2条第4項に規定される20品目をいい、排出事業者には適正処理する責任が課されている。

○「一般廃棄物」(ごみ)は産業廃棄物以外のものをいい、そのうち一般家庭から排出されるものを生活系廃棄物、事業活動に伴って排出される廃棄物のうち、産業廃棄物とならないものを事業系一般廃棄物と呼ぶことがある。一般廃棄物は基本的に市町村に処理責任があるが、事業系一般廃棄物については排出事業者にも適正処理する責任が課されている。

○廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものを、特に「特別管理一般廃棄物」、「特別管理産業廃棄物」として定めている。

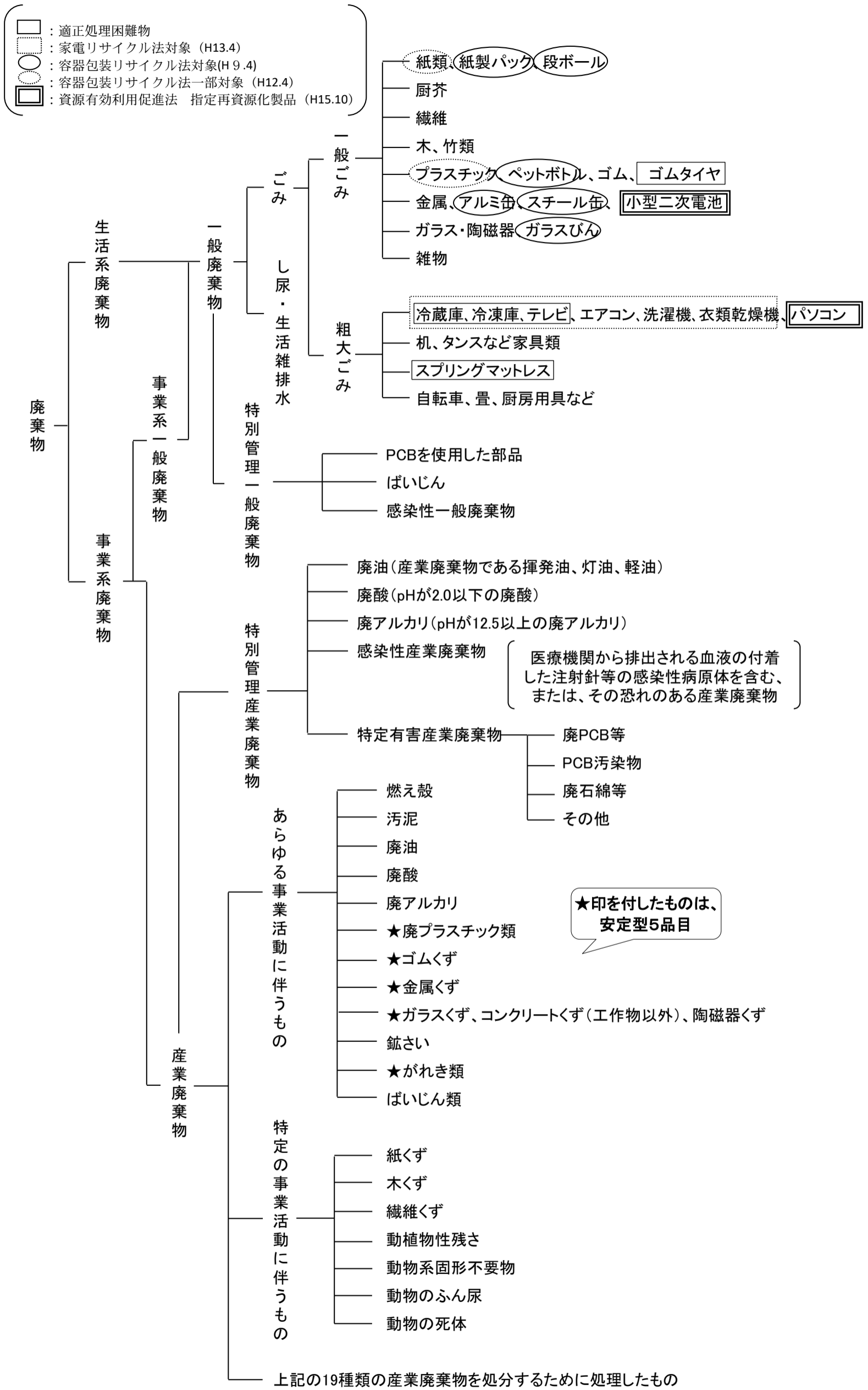


図1-2 廃棄物の分類

(2) 一般廃棄物の現状と課題

ア ごみ処理の現状と課題

(ア) ごみ処理の状況

沖縄県の事業所や家庭から1年間に排出されるごみの総排出量は、統計を取り始めた昭和44年度から50年代にかけては30万トンを台で推移した。

その後、昭和60年代に増加が顕著になり、昭和63年度に40万トンを、平成10年度には50万トンを超えた。これらの対策として、資源ごみの分別収集や有料指定ごみ袋が導入されたことにより、平成11年度の51万2千トンをピークに総排出量は減少したが、平成21年度以降再び微増傾向にある。

平成30年度における沖縄県のごみの総排出量は475,494トンであった。そのうち計画収集量（直接搬入量を含む）は474,959トンで、重量当たりの計画収集率は99.9%となった。また、人口当たりの計画収集率はほぼ100%となっている。

平成30年度のごみ処理量472,200トンのうち、404,876トン（85.7%）が焼却施設で直接焼却、1,321トン（0.3%）が直接埋立、8,847トン（1.9%）が直接資源化され、57,156トン（12.1%）が焼却以外の中間処理となっている。

ごみの資源化量は、地域の団体が資源ごみを回収する集団回収が535トンで、計画収集による直接資源化量8,847トン、中間処理後再生利用量55,961トンとあわせ、合計65,343トンとなり、これによりリサイクル率は13.8%となった。

また、平成30年度における本県のごみ処理費は約127億円であり、1トン当たりのごみ処理費は26,893円、県民1人当たりのごみ処理費は8,621円となった。

近年、ごみの総排出量や最終処分量は微増傾向にあるものの、全国平均値と比較すると低い値となっている。リサイクル率については平成23年度を境に横ばいとなっており、全国平均値19.9%と比較すると6.1ポイント低いことから、更なる取り組みが必要である。

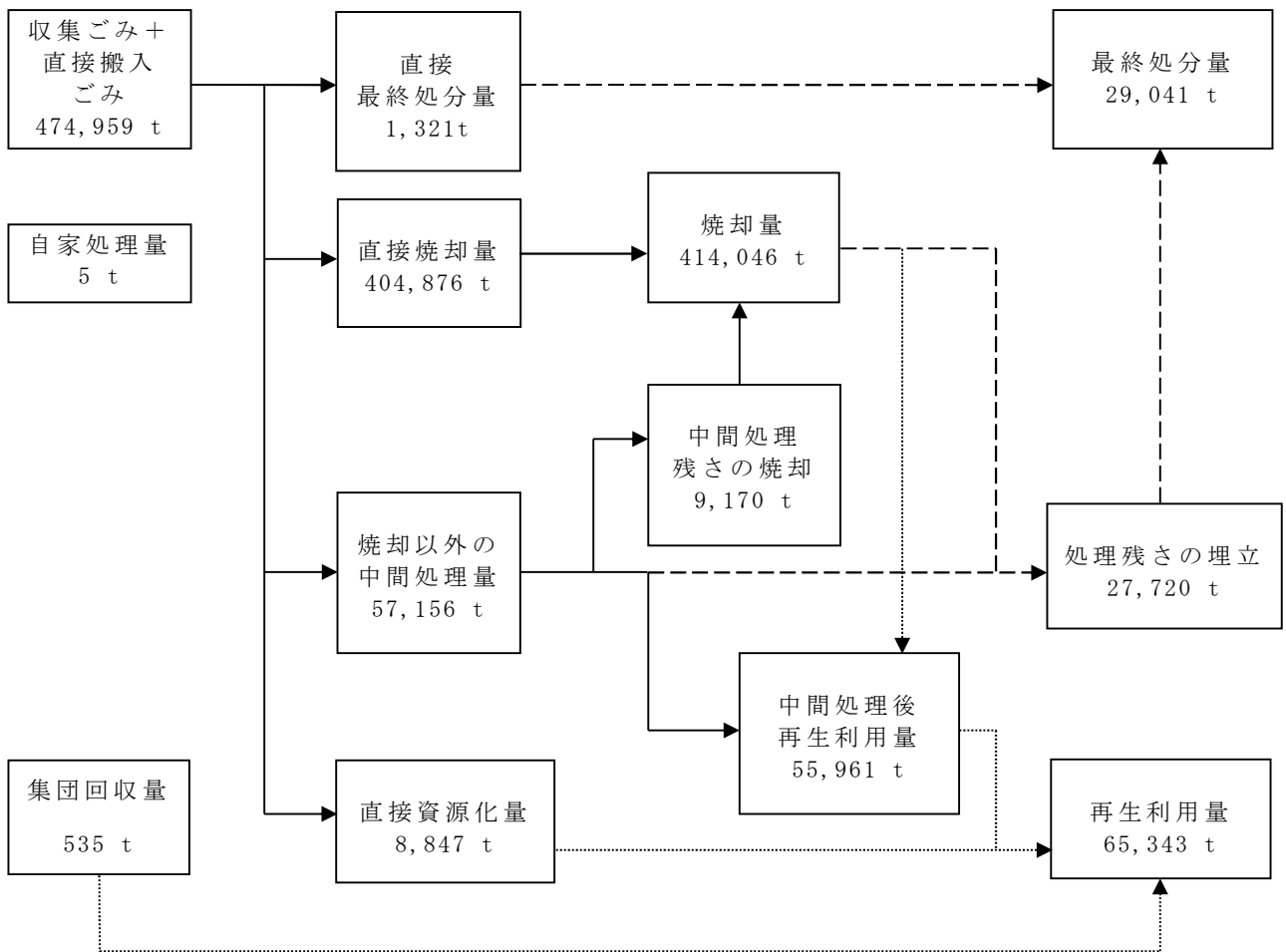


図 1 - 3 ごみ処理フロー図（平成30年度）

(イ) ごみ処理施設

令和2年3月末現在の県内41市町村のごみ処理施設の整備状況は、焼却施設については、39市町村において30施設が整備されている。

最終処分場については、33市町村で21施設整備されており、最終処分場を整備していない8市町村のうち2町村では、現在、1施設の整備を計画しており、稼働するまでの間、他市町村や民間業者に最終処分を委託するなどにより対応している。残りの市村では、焼却灰の溶融スラグ化あるいは民間業者に最終処分を委託するなどに対応している。

また、これまで整備した施設について、一部老朽化もあることから、改築及び基幹改良（改造による更新を含む。）による整備を進めていく。

更に、施設の耐用年数向上を図るため長寿命化計画の策定も進める必要がある。

イ し尿処理の現状と課題

し尿・生活排水の処理については、公共下水道、浄化槽（農業集落排水処理施設等を含む）及びし尿処理施設において処理が行われている。

平成30年度の沖縄県の水洗化人口（公共下水道又は浄化槽等で処理している人口）は1,397,535人、水洗化率は94.9%となり、非水洗化人口（市町村等が計画収集し、し尿処理施設で処理している又は自家処理している人口）は75,541人、非水洗化率は5.1%である。

平成30年度のし尿（公共下水道及び浄化槽等により処理されるものを除く。以下同じ。）の年間総排出量は23,808klとなっており、そのうち、計画収集量は21,363klで、総排出量の89.7%を占めている。また、人口当たりの計画収集率は100%*となっている。

一方、浄化槽の余剰汚泥も計画収集されし尿処理施設等において処理されており、その年間総排出量は137,238klとなっている。

これらし尿及び浄化槽汚泥の処理は、し尿処理施設による処理が121,313(76.5%)、下水道への投入が22,443kl(14.2%)、農地還元が3,703(2.3%)、その他の処理が11,141kl(7.0%)となっている。一部自治体において行われていた海洋投入については、平成16年5月に廃止された。

平成30年度末現在、県内には86,207基の浄化槽が設置されているが、合併浄化槽は30,657基(35.6%)と普及が遅れており、その整備促進が必要である。また、浄化槽が本来の機能を発揮するためには定期的な維持管理を行う必要がある、浄化槽管理者は保守点検と清掃を行うとともに、法定検査を受検することが浄化槽法により義務づけられている。

法定検査には、浄化槽使用開始3～8ヶ月後の水質検査(7条検査)と、毎年1回の水質検査(11条検査)があるが、平成30年度実績で7条検査の実施率は100%(全国平均94.4%)と全国平均を上回っているが、11条検査の実施率は13.1%(全国平均43.1%)と低い実施率となっており、11条検査の受検率を向上させる必要がある。

※端数処理は四捨五入により処理している。

(3) 産業廃棄物の現状と課題

県内の産業廃棄物の発生量は年間200万トン程度（動物のふん尿を除く）で推移しており、質的にも多様化してきている。

その処理については、排出事業者自ら又は処理業者により行われているが、県内の処理業者が有する管理型最終処分場は、処分場の閉鎖等により稼働中の施設は2箇所のみで、その残余容量はひっ迫した状況が続いていたため、多くの産業廃棄物が県外搬出されていた。しかし、令和元年10月に公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場が竣工したため、産業廃棄物の県内処理と適正処理の推進を図っていく必要がある。

また、廃棄物の不法投棄や廃タイヤの大量保管など不適正事案も依然として多いことから、これらの課題への対策強化が必要となっている。

ア 産業廃棄物の発生状況等

本県における産業廃棄物の発生状況等については、5年ごとに実態調査を実施し把握に努めている。

また、沖縄県廃棄物処理計画における減量化目標の進捗状況を把握するため、平成18年度から年度毎に産業廃棄物フォローアップ調査を行っている。

令和元年度沖縄県産業廃棄物フォローアップ調査（平成30年度実績）によれば、産業廃棄物の発生量は、340万4千トと推計される。種類別で見ると、動物のふん尿（39.6%）、汚泥（28.7%）、がれき類（12.1%）となっており、業種別で見ると農業（39.7%）、電気・水道業（27.5%）、製造業（17.9%）、建設業（13.8%）となっている。

動物のふん尿を除く産業廃棄物の発生量205万5千トのうち、有償物量を除く産業廃棄物の排出量は180万3千トである。

排出量のうち、再生利用量は90万9千ト（50.4%）、最終処分量は4万2千ト（2.3%）となっている。再生利用率及び最終処分量は、再生利用率が前年度と比べると0.1%減少したものの、平成25年度と比べると概ね良好に推移しており、今後とも目標値達成に向け取り組んでいく必要がある。

表1-1 産業廃棄物の発生量、排出量、再生利用量及び最終処分量

（単位：千t/年）

	平成25年度 （現 状）	平成30年度 （実 績）	平成32年度 （目標年度）
発 生 量	2,160	2,055	—
排 出 量	1,826	1,803	1,826
再生利用量	910(49.8%)	909(50.4%)	931(51%)
最終処分量	61(3.4%)	42(2.3%)	60(3.3%)

注1) 平成25年度（現状）の値は、沖縄県廃棄物処理計画（第四期）策定時の値。

注2) 平成32年度（目標年度）の値は、同計画の目標値。

注3) 「その他量」を記載していないため、排出量と個々の計とが一致していない。

イ 産業廃棄物処理業者等の許可状況

（ア） 処理業の許可状況

令和元年度末現在、産業廃棄物処理業者は、総数で1,302業者となっている。

業の区別で見ると、収集運搬業1,119業者、処分業183業者（うち中間処理業のみ155業者、中間処理・最終処分業8業者、最終処分業のみ2業者）となっている。

また、保健所別にみると、多い順から南部保健所653業者、中部保健所393業者、北部保健所111業者、宮古保健所77業者及び八重山保健所67業者となっている。

(イ) 再生利用業の指定状況

産業廃棄物処理業の許可が不要となる産業廃棄物再生利用業の知事指定については、石炭灰の再生輸送業が2件、石炭灰の再生活用業（用途：セメント原料）が1件、廃プラスチックの再生活用業（用途：プラスチック原料又は生成油）が2件の計5件となっている。

ウ 産業廃棄物処理施設の設置状況

現在稼働中の産業廃棄物処理施設の許可件数は、令和元年度末現在で187施設となっている。その内訳は、脱水や焼却による減量化または有害物の分解などを行う中間処理施設が172施設、最終処分場が15施設となっている。

また、最終処分場について設置主体別でみると、排出事業者の設置が3施設、産業廃棄物処理業者の設置が11施設、公共による設置が1施設となっている。

エ 施設等の監視パトロール

産業廃棄物処理施設等については、保健所による定期的な立入検査を実施し、監視指導を行っている。

平成14年度以降、産業廃棄物の適正処理の確保及び施設の安全管理の徹底を図るため、産業廃棄物最終処分場及び焼却施設を設置している事業者に対して処理基準、維持管理基準等の適合状況を重点的に検査する総点検を実施し、不適切な施設に対しては改善命令等の行政措置を行っている。また、平成23年度より産業廃棄物最終処分場及び焼却施設を設置している設置者は5年3ヶ月に一度、定期検査の受検が義務付けられた。

これまで、数次にわたり廃棄物処理法が改正され、廃棄物処理施設の維持管理基準などが強化されているが、廃棄物処理業者において十分な措置が図られず、対応が不十分な施設が見受けられることから、より一層、監視指導を強化する必要がある。

オ 不法投棄

県が令和元年度に実施した「不法投棄実態調査」によると、令和元年度における不法投棄箇所は126箇所1,880トンであり、地域的には、原野、森林等や農用地といった人目に付きにくい場所が多い。不法投棄物の種類は、一般廃棄物528トン（28.1%）、産業廃棄物は1,352トン（71.9%）となっている。（主な産業廃棄物は①廃プラスチック類（廃タイヤ）705トン（37.5%）、②廃プラスチック類（その他）274トン（14.6%）、③建設混合廃棄物205トン（10.9%）、④金属くず24トン（1.3%）であった。）

不法投棄に至った原因としては、投棄者の道徳観念の欠如、処理費の出し惜しみ、廃棄物処理に対する認識不足などが考えられる。

また、不法投棄だけでなく廃棄物を原野や空き地等において大量保管する等の不適正処理事案等も問題となっており、管理型最終処分場のひっ迫に伴う処理費の高騰等が原因の一つとなっている。

このような不法投棄及び不適正処理の実態は、周辺地域の生活環境に支障を及ぼすばかりでなく、自然・都市景観を損ねるなど、本県の観光振興にもダメージを与えかねない重要な課題となっており、不法投棄の早期発見、原因者による撤去、規模が小さい段階での迅速な対応、発生抑止のための監視体制の充実強化等の取り組みが必要である。

3 循環型社会の形成に向けた県の施策について

(1) 沖縄県廃棄物処理計画（第四期）の推進

沖縄県廃棄物処理計画とは、廃棄物処理法第5条の5の規定に基づき策定する法定計画であり、沖縄県における廃棄物の排出抑制、減量化、適正処理に関する基本的な方向を定め、県民、事業者及び行政が一体となって取組むための指針となるものである。

沖縄県では、国の策定した「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」を踏まえ、平成13年度に平成17年度を目標年度とする沖縄県廃棄物処理計画(第一期)を策定し、その後2回の計画見直しを行い、県民、事業者、市町村とともに諸施策を推進してきたところであるが、依然として、最終処分場の残余容量のひっ迫、不法投棄等の課題があり、循環型社会の形成に向けた取組みを強化するため、現在の廃棄物を取り巻く状況などを踏まえ、平成28年3月、沖縄県廃棄物処理計画（第四期）（以下「第四期計画」）を策定した。

第四期計画においては、平成32年度を目標年度として、循環型社会の形成に向けた基本的な考え方や各主体の役割について明確にするとともに、中長期的な展望に立った新たな施策を展開し、循環型社会の形成に向けた取組みを強化した。

一般廃棄物減量化目標

<平成32年度>

- 排出量を現状（平成25年度）に対し、2.5%削減する。
- 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を現状（平成25年度）に対し、2.5%削減する。
- 再生利用量を排出量の22%とする。
- 最終処分量を排出量の5%とする。

表1-2 一般廃棄物の排出量等に係る実績及び目標値

	平成25年度実績	平成32年度目標値
排出量 (千t)	436 (830g/人・日)	425 (809g/人・日)
1人1日当たりの 家庭系ごみ排出量 (g/人・日)	472	460
再生利用量 (千t)	67 (15%)	94 (22%)
最終処分量 (千t)	26 (6%)	21 (5%)

産業廃棄物減量化目標

<平成32年度>

- 排出量を現状（平成25年度）と同程度に抑制する。
- 再生利用量を排出量の51%とする。
- 最終処分量を現状（平成25年度）に対し約1%削減する。

表 1 - 3 産業廃棄物の排出量等に係る実績及び目標値

	平成25年度実績	平成32年度目標値
排出量 (千 t)	1,826	1,826
再生利用量 (千 t)	910 (49.8%)	931 (51%)
最終処分量 (千 t)	61 (3.4%)	60 (3.3%)

(注) 「その他量」を記載していないため、排出量と個々の計とが一致していない。

(2) 一般廃棄物に関する対策

ア ごみ処理広域化計画の推進

ごみの焼却に伴うダイオキシン類の発生の抑制やごみ排出量の増大等に伴う最終処分場の残余容量のひっ迫等を背景に、環境保全や処理技術、経済的な観点から施設を集約し大型化するなど、広域的な視点に立った総合的かつ効率的なごみ処理体制を構築することが必要となり、そのための指針として、「沖縄県ごみ処理広域化計画」を平成11年3月に策定した。

この計画においては、平成20年度までに本島市町村の一般廃棄物焼却施設17施設を12施設に集約することとし、離島市町村では、その特殊事情を考慮した広域化計画を進めてきた。

その結果、平成31年3月現在、本島内の一般廃棄物焼却施設は12施設に集約されており、離島においては宮古地区では3施設が1施設に集約された。また、座間味村、粟国村については那覇・南風原クリーンセンターへの委託処理を実施している。

また、同計画では、一般廃棄物焼却施設からのダイオキシン類の排出量を平成9年度の排出量から90%を削減することとし、最終処分場への埋立処分量は平成8年度の処分量から26%を削減することを目標としている。

平成9年度と比較した一般廃棄物焼却施設からのダイオキシン類の排出量削減率は、平成20年度では89%であったが、その後は目標値を達成し、平成30年度では92.7%の削減率となっている。

埋立処分量については、焼却施設等の中間処理施設の整備や、平成12年度から本格施行された容器包装リサイクル法に基づく分別収集実施市町村数の増加、平成13年度から施行された家電リサイクル法によるリサイクル

の促進により、平成13年度末で約46%の削減となり目標値を達成した。
 その後も処分量は減少し、平成30年度末で約84%の削減となっている。

沖縄県ごみ処理広域化計画の目標と状況

表 1 - 4 本島内の焼却施設の広域化の目標と状況

ブロック	市町村数	平成10年度 (基準年度実績)	平成20年度(目標年度)		令和元年度 (現状)
			(目標値)	(実績)	
北 部	6 市町村	4 施設	2 施設	3 施設	3 施設
中 部	11市町村	8 施設	5 施設	6 施設	5 施設
南 部	9 市町村	5 施設	5 施設	5 施設	4 施設
計	26市町村	17施設	12施設	14施設	12施設

注) ブロック：沖縄県ごみ処理広域化計画における焼却施設の広域ブロック。

表 1 - 5 ダイオキシン類の排出量の目標と状況 (単位：g-TEQ/年)

	平成9年度 (基準年度実績)	平成20年度(目標年度)		令和元年度 (現状)
		(目標値)	(実績)	
ダイオキシン ン排出量	10.8	1.07	1.18	0.42
削減量 (削減率%)	— (—%)	-9.73 (-90%)	-9.62 (-89%)	-10.38 (-96.1%)

注) ※TEQ：全ダイオキシン類の量を異性体の中で最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ラジジオキシンに毒性等価換算したもの(H20年度以降はWHO-TEF2006を使用)

※排出量(gTEQ/年) = 排出濃度(ngTEQ/Nm3) × 排ガス量原単位(Nm3/t) × 焼却量(t/年) ÷ 10⁹

表 1 - 6 埋立処分量の目標と状況 (単位：t/年)

	平成8年度 (基準年度実績)	平成20年度(目標年度)		令和元年度 (現状)
		(目標値)	(実績)	
埋立処分量	185,163	136,328	40,716	29,041
削減量 (削減率%)	— (—%)	-48,835 (-26%)	-144,447 (-78%)	-156,122 (-84%)

イ 一般廃棄物処理施設の整備促進

県内のごみ焼却施設については、令和2年3月末現在、41市町村中39市町村で30施設が整備されており、残り2町村の内、1町は整備を計画しているところである。

最終処分場については、33市町村で21施設が整備されている。

また、再生利用施設については、27市町村において29施設が整備されている。

ウ ごみの減量化・リサイクルの促進

県内のごみの減量とリサイクルを広域的な観点から推進するため、「ごみ減量化推進事業」を平成5年度から実施している。本事業では、市町村等と連携して、「ごみ減量・リサイクル推進週間」、「環境衛生週間」、「3R推進月間（環境にやさしい買い物キャンペーン）」を実施し、パネル展の開催、新聞・ラジオ・バス社内広告等による広報等、循環型社会の形成に向けた各種普及啓発活動に取り組み県民意識の高揚に努めている。

また、平成29年度から、平成12年から平成23年の間に実施していた、小学生等を対象にした「ごみ減量・リサイクル講座」（通称「買い物ゲーム」）を再開し環境教育を行った。

平成13年度には、住民代表、教育関係団体、排出事業者、再生事業者、関係団体、NPO及び行政担当者で構成する「沖縄県ごみ減量リサイクル推進会議」を設置し、ごみ減量・リサイクルへの自発的な取組の促進について協議するとともに、下部組織として流通事業者等で構成する「レジ袋減量部会」を設置し、マイバックキャンペーン等によるレジ袋使用量の削減策を協議した。

これらの協議を受け、平成20年8月6日に、レジ袋有料化を取り組みの柱とする「沖縄県におけるレジ袋削減に向けた取組に関する協定」を「県内10事業者」、「沖縄県ごみ減量リサイクル推進会議」及び「沖縄県」の3者で締結し、同年10月1日から県下一斉にレジ袋有料化を開始した。同年12月に1事業者が加わり、平成21年2月からは11事業者においてレジ袋有料化によるごみ減量の取組みが行われている。

その結果、レジ袋有料化が開始された平成20年10月から平成31年3月現在までの、協定締結事業者におけるレジ袋辞退率（（来店者数－使用枚数）÷来店者数×100）の総平均値は、協定締結時の目標である80%をわずかに下回り77.7%となっている。

また、平成29年10月24日には、廃棄物の発生を抑制し、循環型社会の構築を促進することを目的に、毎年全国で開催されている3R推進全国大会

を沖縄県で初めて開催した。

表 1-7 ごみ減量化推進事業

事業	内容
沖縄県ごみ減量リサイクル推進会議	① 沖縄県ごみ減量リサイクル推進会議開催 ② レジ袋減量部会開催
ごみ減量・リサイクル推進週間 5/30(ごみゼロの日)～6/5(環境の日)	① パネル展、ラジオ等広報 ② 不法投棄一斉パトロール
環境衛生週間 9/24(清掃の日)～10/1(浄化槽の日)	① 知事メッセージ新聞掲載、ラジオ等広報 ② パネル展及び 浄化槽の日のイベント開催
3R推進月間(10月)	環境にやさしい買い物キャンペーンによる普及啓発活動 ① テレビ・ラジオ等広報 ② パネル展 ③ その他取り組み

エ 容器包装リサイクル法への対応

容器包装リサイクル法は、家庭から排出されるごみ(一般廃棄物)の約6割(容積比)を占める容器包装廃棄物のリサイクル制度を構築することにより、一般廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図る目的で平成7年に制定され、平成9年に一部施行、平成12年に紙製容器包装、プラスチック製容器包装が追加され完全施行している。市町村において同法に基づく分別収集が開始されている。

容器包装リサイクル法では、特定容器包装のうちガラス製容器、ペットボトル、その他のプラスチック製容器包装及び紙製容器包装(紙製パック及び段ボール製容器を除く)については、市町村が分別収集した物を再商品化する費用を製造事業者等が負担するシステムとなっており、スチール缶、アルミ缶、紙製パック及び段ボールについては、市町村が分別収集した後、有償で売却されている。

なお、平成30年度に分別収集を実施しているのは、スチール缶が38市町村、アルミ缶が38市町村、紙パックが19市町村、段ボールが30市町村、無色ガラス容器が26市町村、茶色ガラス容器が27市町村、その他ガラス容器が32市町村、ペットボトルが39市町村、プラスチック製容器包装が8市町村となっている。

オ 自動車リサイクル法への対応

(ア) 概要

自動車リサイクル法では、エアバッグ類、フロン類、シュレッターダストのリサイクル・適正処理が義務付けられている。

県では、（公財）自動車リサイクル促進センターと連携して、様々な媒体等を利用し、県民及び関連事業者への法令順守の徹底を呼びかけるとともに、関連事業者等への立入調査を強化し、適正処理の推進に取り組んでいる。

（イ） 離島対策支援事業

平成17年10月1日より、本県の離島から沖縄本島まで使用済自動車を海上輸送する費用の8割を出えんする制度が開始された。

同制度は、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」いわゆる自動車リサイクル法が平成17年1月1日から本格施行されたことに伴い、最終所有者から預託されたリサイクル料金の剰余金の一部を離島市町村が行う離島対策支援事業に対して、公益財団法人自動車リサイクル促進センターが出えんする制度となっている。

令和元年度離島対策支援事業の実績として、18の離島を抱える市町村が対象となり、約2,284万円（使用済自動車6,286台）の出えんを受けている。

※対象市町村

石垣市、宮古島市、うるま市、南城市（久高島）、伊江村、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村、伊是名村、久米島村、多良間村、竹富町、与那国町、本部町の計18市町村

カ 家電リサイクル法への対応

（ア） 指定引取場所における引取りの状況

平成13年4月1日より施行された家電リサイクル法は、小売業者による収集運搬、メーカーによるリサイクル及び消費者による費用負担といったそれぞれの役割分担をとおして、循環型社会の構築をめざすものである。

令和元年度に県内の指定引取場所へ搬入された廃家電品の数は4品目合計で212千台であり、全国の引取台数14,773千台の1.4%を超える回収実績となっている。各年度の回収実績は表1-8のとおりである。

表1-8 県内及び全国の家電リサイクル引取台数（千台）

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
沖縄県	131	130	136	152	160	188	212
全国	12,733	10,862	10,878	11,198	11,885	13,562	14,773

(イ) 離島対策事業協力制度

平成21年度より、離島地域から指定引取場所まで輸送する費用のうち、合理的に算出された1台あたりの海上輸送費用の原則全額を助成する制度が開始された。同制度は、市町村が実施する海上輸送事業に対して、一般財団法人家電製品協会が助成する制度となっている。平成29年度離島対策事業協力制度の実績として、南大東村、多良間村が助成を受けている。

キ ちゅら島環境美化促進事業

空き缶や吸い殻等のごみの散乱防止、環境美化の促進を図るため、平成14年7月1日から「ちゅら島環境美化条例」を施行し、県民、事業者、市町村及び県が一体となって条例を推進することにより、県全域で環境美化運動の気運を盛り上げている。

(ア) 推進母体による活動

県、市町村及び民間団体で構成する条例の推進母体「ちゅら島環境美化推進県民連絡会議」が実施主体となって、「ちゅら島環境美化促進月間」である7月を中心に、各種広報啓発活動や全県一斉清掃に取り組んでいる。

全県一斉清掃は平成15年度以降、夏季（6月から8月）と年末（12月）の年2回実施しており、令和元年度はおよそ52,000人が参加し、県内各地で実施した。

(イ) 環境美化促進モデル事業（条例第10条）

「環境美化促進モデル地区」を指定し、地域住民等が市町村と一体となって主体的に行う先導的な環境美化活動に対して補助金校交付している。（平成26年度事業終了）

(ウ) 環境教育・環境学習の推進（条例第11条）

小学校高学年を対象とした環境美化教育用教材「みんなでつくろうちゅら島沖縄」を作成・県内の全ての小学校に配布し、環境教育・環境学習を推進している。

(エ) 自発的な活動の促進（条例第12条）

第十一管区海上保安本部環境防災課の提唱の下、主に海岸清掃活動に自主的に取り組む団体等で結成された「沖縄クリーンコーストネットワ

ーク（OCCN）」を共同で運営し、毎年6、7月の「まるごと沖縄クリーンビーチ」キャンペーンを実施する等、広く県民に参加を呼びかけ、自発的な活動を促進している。

平成31年及び令和元年の「まるごと沖縄クリーンビーチ2019」には13,357人が海岸清掃活動に参加し、計99か所の海岸・ビーチで63.8tのごみが回収された。

ク 合併処理浄化槽の普及促進

し尿と生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽は、短期間にかつ容易に設置できる等の特徴を有していることから、生活排水対策の重要な柱の一つとなっている。

国において、昭和62年に国庫補助事業である浄化槽設置整備事業が創設されたのを受けて、本県では平成3年度から国庫補助に加えて県費補助による財政支援を実施し、公共下水道及び農業・漁業集落排水事業等との整合性を図り、集合処理に適さない住宅散在地域や生活排水対策重点地域への整備など、地域の特性に応じて合併処理浄化槽の整備促進に努めてきたところである。

なお、この補助事業により平成30年度までに那覇市等23市町村1事務組合が合併浄化槽設置者に対する補助を実施しており、平成30年度末現在合計1,580基の合併処理浄化槽を整備している。

また、平成12年3月に「沖縄県浄化槽取扱要綱」を改正し、新たに浄化槽を設置する場合には合併処理浄化槽の設置を義務化するとともに浄化槽設置者が建築確認申請時に法定検査料金を払い込む前納制を導入した。さらに平成13年度から浄化槽設置者（管理者）を対象とした「浄化槽設置者講習会」を県内各保健所単位で実施し、浄化槽の適正な維持管理とその普及啓発に取り組んでいるところである。

ケ 海岸漂着物対策の推進

近年、海外からと思われるペットボトルや漁具等の廃プラスチック類や流木等が、更には私達の生活から出たごみが河川等から流出し、海岸域に大量に漂着し、堤防等の海岸保全施設の機能だけではなく、漁業活動や観光面を含めた生活環境、自然環境の保全に重大な影響を及ぼしている。

これらの漂着物は、原因者が特定できないことから、海岸管理者や地元市町村、ボランティア団体等で回収・処理に努めているが、通常管理の範疇を超えるもので負担も大きく、また繰り返し漂着することから、十分な対策を講じることが困難な状況にある。

県では、この深刻化している海岸漂着物問題について、平成21年度から24年度にかけて国が創設した「地域グリーンニューディール基金」を活用し、さらに「地域グリーンニューディール基金」の終了に伴い、平成25年度～平成26年度に国が新たに創設した「地域環境保全対策費補助金」（海岸漂着物地域対策推進事業）を活用し、海岸漂着物対策事業を実施した。平成27年度以降、引き続き国の創設した地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）を活用し、回収処理及び発生抑制対策事業を実施している。なお、国庫補助事業は単年度事業となっている。

環境部では、海岸漂着物対策を推進するための計画「沖縄県海岸漂着物対策地域計画」を平成21年度に策定し、同計画に基づき漂着物の実態把握調査、海岸清掃マニュアルの作成、各種調査研究や台湾（行政担当者及び民間団体）及び中国（民間団体）と発生抑制対策のための交流事業を実施するとともに、海岸漂着物対策を実施する市町村に対し補助金を交付した。

海岸管理者（県土木建築部、農林水産部）や市町村では、同計画で選定した重点対策区域における回収処理事業を実施しており、平成27年度は約1,539m³（約189t）、平成28年度は約1,724m³（約133t）、平成29年度は約2,374m³（約527t）、平成30年度は3,483m³（約596t）、令和元年度は2,983m³（約273t）の漂着物を回収処理した。

コ 県産リサイクル製品利用促進制度

島しょ県である本県において、廃棄物の排出抑制・循環的利用の促進を図る循環型社会を実現するためには、域内の資源循環システムを構築することが不可欠であり、そのためにはリサイクルの出口である製品の利用拡大を図ることが重要である。

このようなことから、県内で発生する再生資源を原料とした県産のリサイクル製品について、品質及び安全性について審査し、認定することにより、県民等へ製品の利用拡大を図るため、平成17年3月に日用製品等を対象とする「沖縄県産リサイクル製品利用促進要綱」を制定した。

これまでに廃ガラスを原料とした無機質土壌改良材や廃材から再生したポリ袋等を認定していたが、申請品目数が少ないことから、平成22年度で事業廃止となった。

また、県土木建築部では、平成16年度に「沖縄県リサイクル資材評価認定制度実施要領」を制定し、公共工事で使用する建設資材について県内リサイクル資材の使用促進を図っている。

(3) 産業廃棄物に関する対策

ア 産業廃棄物処理施設等への監視・指導

産業廃棄物処理施設等に対する監視・指導は、各保健所で実施しており、維持管理基準等に適合しない施設に対して、適宜、警告書・改善命令・措置命令等を発して指導強化を図っている。

また、毎年度、通常の監視指導に加えて、県内の全最終処分場の総点検を実施しており、産業廃棄物処理業者等への監視指導と改善の徹底を図り、厳正に対処していく考えである。

イ 不法投棄防止対策

不法投棄は、河川や地下水など生活環境に支障を生ずるおそれがあるばかりでなく、景観を損ねることにより、観光振興にも影響を与えるため、未然の防止対策が重要となっている。

いったん不法投棄が行われると、引き続き同じ場所に様々な廃棄物の投棄が行われる事例も多いため、不法投棄の早期発見、規模が小さい段階での迅速な対応、発生抑止のための監視体制の充実強化等の取り組みが必要である。

そのことから、保健所の環境衛生指導員による監視指導体制に加え、警察官退職者を廃棄物監視指導員として配置するとともに、本庁環境整備課に警察本部より警部1名を配置し、悪質な不法投棄者の告発、関係機関と連携した指導・取締りの強化等を図っている。

また、沖縄県では、不法投棄防止対策として県、警察本部、海上保安本部等で構成する「沖縄県廃棄物不法処理防止連絡協議会」の設置、及び各保健所に市町村及び各警察署等で構成する「廃棄物不法処理防止ネットワーク会議」を設置して、合同パトロールを実施している。

さらに、不法投棄監視カメラの導入などを行い、不法投棄防止対策を強化している。

ウ 公共関与事業

産業廃棄物は、排出事業者自らが適正に処理しなければならないことから、処理を行うために必要な施設は、排出事業者自ら、又は民間処理業者により確保することが基本であるが、本県における民間処理業者が有する産業廃棄物管理型最終処分場のうち、平成30年度末時点で稼働中の施設は2箇所のみで、その残余容量はひっ迫状態が続いていた。

このため、県では、令和元年10月に公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場を整備し、同年12月より「安和エコパーク」として供用開始した。当施設によ

り産業廃棄物の県内処理と適正処理の推進を図り、生活環境の保全と健全な経済産業活動を支援していく。

- 平成16年度 「沖縄県公共関与産業廃棄物処理施設整備基本構想」を策定
- 処分場の規模は、埋立容量36万立方メートル。埋立期間15年間。
 - 事業主体は株式会社方式による「官民協調の第三セクター」設立。
 - 当該事業主体は、国から廃棄物処理法に基づく廃棄物処理センターの指定とともに、産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律に基づく「特定施設」として認定を受けて、国庫補助制度や政策融資等の支援措置を活用。
- 平成17年度 「公共関与事業推進会議」を設置。
- 学識経験者、経済界等の関係団体、NPO、市町村及び県関係者から成る。
 - 同基本構想を踏まえ、処分場の立地候補地の選定と事業主体設立について検討。
- 平成19年3月15日 最終候補地及び事業の設立について知事報告。
- 公共関与事業推進会議において、立地候補地の選定にあたり「立地候補地の選定に係る基本ルール」を示し、情報公開による高い透明性を確保しつつ、段階的な絞り込みを進め、最終候補地として本部町崎本部、名護市安和及び浦添市伊奈武瀬の3箇所を選定。
 - また、事業主体の設立について、事業実施に向けた基本的な考え方をとりまとめた。
- 平成22年度 事業の見直しを実施。
- リサイクルの進展等により産業廃棄物の最終処分量が減少していることを踏まえ、最終処分場の施設規模を15万立方メートルへ変更するなど行った。
 - その後、名護市安和区を第一候補として地元への事業説明会、意見交換会などを開催し、地元においても最終処分場に関する勉強会を実施するなど、公共関与事業への理解を深めた。
- 平成25年3月 事業主体となる第三セクター沖縄県環境整備センター株式会社（以下「センター」という。）を設立。
- 〃 年4月15日 名護市安和区において条件付きの同意が承認。
 - 〃 年9月19日 名護市安和区、名護市、沖縄県及びセンターの四者で基本合意書を締結。
- 平成26年4月 「公共関与による名護市安和区内産業廃棄物管理型最終処分場地域協議会」を設置。

平成26年 6月	生活環境影響調査を実施。
平成27年 3月	更なる最終処分量の減少が見込まれることから、最終処分場の施設規模を再検証し、9万立方メートルへ変更。
平成27年 7月	用地取得完了。
平成28年 3月	実施設計発注。
平成29年 9月	廃棄物処理法に基づく廃棄物処理施設設置許可。
〃 年 9月16日	起工式を実施。
令和元年10月	本体工事完了。
〃 年11月23日	落成式を実施。
〃 年12月	供用開始。
令和 2年 2月	廃棄物受入開始。

エ 産業廃棄物税による排出抑制、循環的利用及び適正処理の促進

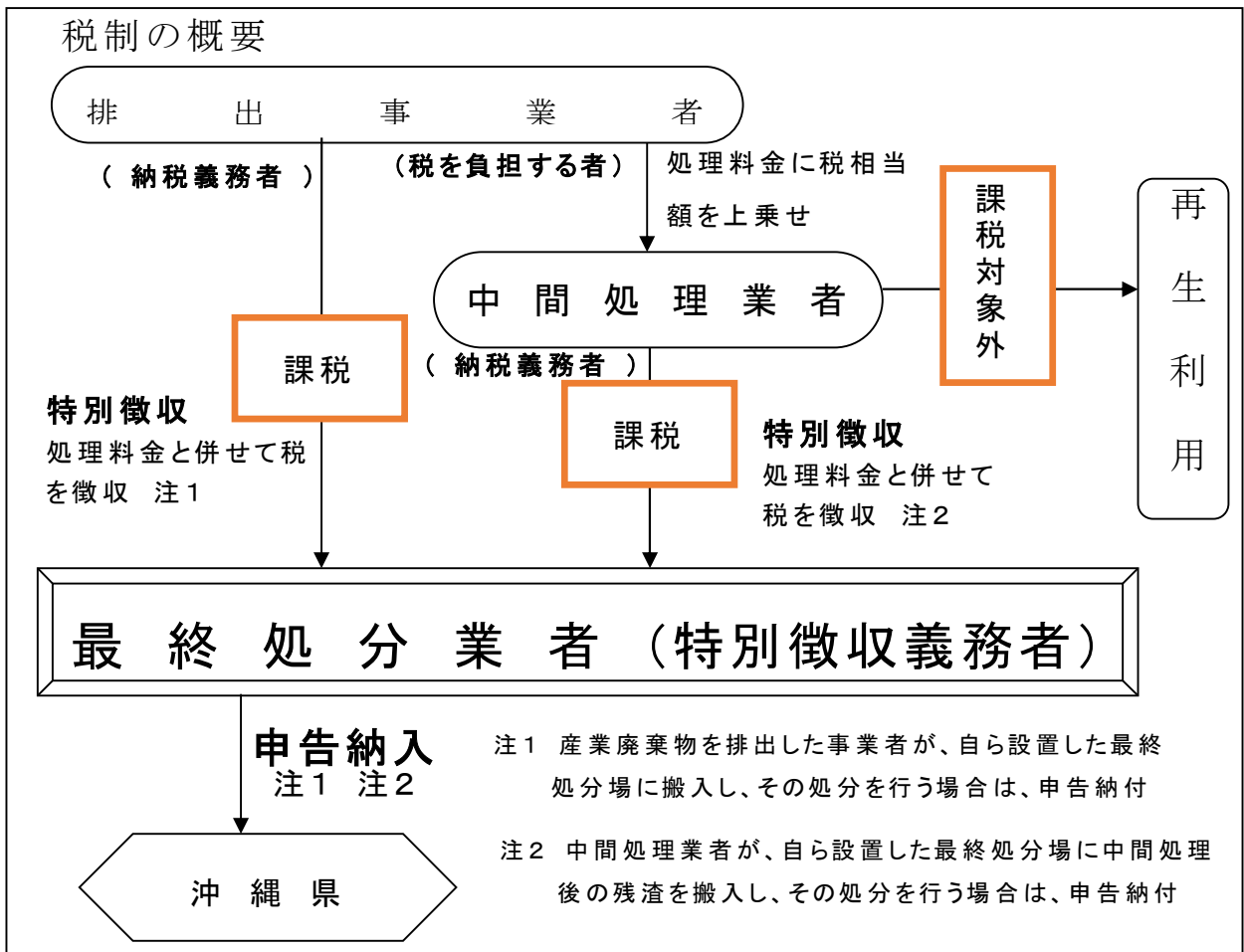
廃棄物の発生を抑制し、循環的利用及び適正処理を推進していくためには、廃棄物問題が通常の事業活動や日常生活における社会経済活動に伴って生じる廃棄物に起因する課題であることを踏まえて、廃棄物処理法等に基づく規制手法や普及啓発などの取り組みだけでなく、経済的手法による政策手段と組み合わせて、地域経済社会や県民のライフスタイルのあり方を変えていくことが不可欠である。

税という手段の活用は、市場メカニズムを通じて経済産業活動を環境負荷の少ないものへと誘導するとともに、生活環境の保全と経済産業活動の両立を目指す有効な手法であると考えられ、県においては、産業廃棄物の排出を抑制し、その循環的利用及び適正処理を促進していくため、平成18年4月から「沖縄県産業廃棄物税」を導入した。

産業廃棄物税は、産業廃棄物の排出事業者に税の負担を課すことで、その排出を抑制しリサイクルを推進しようとする経済的インセンティブを与えるとともに、税収を、産業廃棄物の排出抑制や再生利用等の促進、公共関与による産業廃棄物最終処分場の周辺環境整備、不法投棄等防止対策の強化など、循環型社会の形成に向けた施策に活用する法定外目的税である。

税の仕組みとしては、産業廃棄物の処理の最終段階である埋立に着目して、県内の最終処分場に産業廃棄物が搬入された際に、搬入された産業廃棄物を排出した事業者に対して、搬入量に応じた税負担を求めることとしている。

また、税収と用途の関係を明確にするとともに中長期的な施策の展開を図るため、基金を設置している。



税の種類	法定外目的税
目的	循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出の抑制及び再使用、再生利用、その他適正処理の促進を図る。
課税客体	最終処分場に搬入された産業廃棄物
納税義務者	最終処分場に搬入された産業廃棄物を排出した事業者
徴収方法	最終処分業者による特別徴収 ※排出事業者・中間処理業者が、自己の設置する最終処分場で処分する場合は申告納付
課税標準	県内の最終処分場に搬入された産業廃棄物の重量
税率	1トンあたり1,000円 (1キログラムあたり1円)
税収用途	循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用、適正処理の促進に関する施策に要する費用に充てる。 ①産業廃棄物の排出抑制、再生利用等の促進 ②産業廃棄物処理業の優良化の促進 ③不法投棄等の防止対策 ④公共関与による産業廃棄物最終処分場の周辺環境整備 等
施行日	平成18年4月1日 (令和7年度を目途に見直しを行う)

図 1 - 4 産業廃棄物税の概要